

契約制度の制定について

【 概要 】

- 1 令和2年4月1日より施工された民法改正が示されたことにより、新たに各契約約款を制定する。
- 2 新たに制定する契約約款
 - 本宮市土木設計業務等委託契約約款
 - 本宮市建築設計業務委託契約約款

改正項目

(1) 民法改正に伴う契約約款の制定

【主な内容】

ア 契約の保証 土木・建築：第4条及び53条

保証契約は破産管財人等による解除についても保証するものであることを求める旨明示。

イ 著しく短い工期の禁止 土木：第22条 建築：第24条

発注者が工期の延長又は短縮を行う際、工事従事者の労働条件が適正に確保されるよう考慮する義務規定を整備。

ウ 契約不適合責任及び責任期間 土木・建築：第42条、第54条

「瑕疵」の呼称を「契約不適合」に変更。担保責任の追及方法として代金減額請求を追加。追求期間も整理。受注者の故意又は重過失の場合、引渡しから10年以内でなければ請求等を行うことができない。

エ 契約の解除について 土木：第43～49条関係 建築：第45～49条関係

民法が無催告解除を明示したことに合わせ、約定解除権を催告解除と無催告解除に整理。受発注者に帰責事由がない場合の解除権を規定。

オ 「甲」・「乙」の呼称標記の見直し

発注者を「甲」、受注者を「乙」としている呼称について、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と標記。

3 関係書類の様式変更について

本宮市土木設計業務等契約約款、本宮市建築設計業務委託契約約款の制定に基づき、業務委託の提出書類関係の様式を制定。